

移住支援制度

大学などの卒業や就職により、本市に移住される方には、転入する前に必要な登録を済ませておくことで、利用できる支援制度があります。利用にはさまざまな事前条件がありますので、移住する前にお気軽にお問い合わせください。

※移住とは、Iターン、JターンのほかUターンも含まれます。

下記に掲載している支援以外に、市の宅地・建物データベースに登録されている物件を、購入もしくは賃貸した移住者には、改修費用に対する補助金があります。

制度の詳細内容は、鹿角市移住定住支援ポータルサイト「鹿角暮らし」から確認できます。



移住する前に必要なこと

秋田県移住定住登録

現在、県外へ居住されている方（学生・学校卒業後3年未満の方を除く）については、本登録をすることで、秋田県からも移住に関する費用助成などが受けられます。

注意

- ・本市に転入してからの本登録はできません。
- ・現在お住まいの県外の住所地での登録が必要です。

登録方法

秋田県移住・定住総合ポータルサイト「秋田暮らし」はじめの「一歩」から登録してください。ホームページはQRコードでアクセスできます。



Aターン登録

登録者には県内の求人情報や企業情報、就職イベント情報をお届けするほか、求人への応募、県内面接に対する交通費補助（社会人に限る）が受けられます。

登録方法

Aターン就職マッチングサイト「あきた就活ナビ」から登録してください。ホームページはQRコードでアクセスできます。



市で行う移住支援

鹿角市ふるさとライフ引越し支援補助金

本市への移住に要した引越し費用の2分の1、最大9万円を補助します。

対象者

- ・県外から移住された方（転入後1カ月以内）
- ・「秋田県移住定住登録」もしくは「Aターン登録」をされている方
- ・転動による転入や公務員でない方 など

対象費用

- ・引越し業者による引越し費用
- ・宅配便送料
- ・引越しに伴い発生した、粗大ごみなどの処分費用
- ・レンタカーによる引越し費用（レンタカー料金、鹿角へ帰る高速道路利用料金、燃料代）

申請に必要なもの

- ・領収書（社判押印、領収印があるもの）
- ・住民票（移住された方全員分）など

鹿角市ふるさとライフ移住しごと支援補助金

東京圏から本市に移住し、県の移住・就業マッチングサイト内の求人情報により就業された方は、単身60万円、家族の場合100万円を補助します。

対象者

- ・移住前・後の要件を両方満たす方
- 移住前
移住直前の1年間を東京23区内に居住、または首都圏に居住し23区内の企業に勤めていた方で、居住または勤務の期間が、通算5年（直前の10年間で合算も可）を超えている方。
- 移住後
秋田県移住・就業マッチングサイトに掲載されている求人情報により就業された方。

注意

就業3カ月が経過してから申請できます。ただし、移住日から1年以内の方に限りです。

※詳しくは、政策企画課 鹿角ライフ促進班
☎ 30・1310 にお問い合わせください。

国保の加入・脱退手続き

☎市民課 国保医療班 ☎ 30-0222

その他国保に係る手続き

事由	持ち物
市内で住所が変わったとき	印鑑、被保険者証
世帯主や氏名が変わったとき	印鑑、被保険者証
世帯が分かれる、または一緒になったとき	印鑑、被保険者証
就学のため、別に住所を定めるとき	印鑑、被保険者証、在学証明書

国保の届け出をお忘れなく 就職や退職、就学や卒業などのとき

就職や退職、就学や卒業など、人生の節目を迎える時期です。健康保険の変更などの手続きを忘れずに行いましょう。就職・離職に伴う保険変更は自動では切り替わりませんので必ず手続きが必要です。市役所市民課または各支所へ届出をお願いします。

なお、手続きの際には下表に記載されている持ち物のほか、マイナンバーカードまたはマイナンバーが記載された書類（通知カードなど）と身分証明書（運転免許証など）をお持ちください。

国保に加入するとき

事由	持ち物
他の市区町村から転入してきたとき	印鑑、転出証明書
職場の健康保険をやめたとき	印鑑、職場の健康保険をぬけた証明書
職場の健康保険の被扶養者からはずれたとき	印鑑、被扶養者でない理由の証明書
子どもが生まれたとき	印鑑、母子健康手帳

国保をぬけるとき

事由	持ち物
他の市区町村に転出するとき	印鑑、被保険者証
職場の健康保険に加入または被扶養者になったとき	印鑑、被保険者証、職場の被保険者証
亡くなったとき	印鑑、被保険者証

マル福（福祉医療受給者証）をお持ちの方へ

マル福をお持ちの方は、健康保険の被保険者証が変わった場合、保険変更の届け出が必要です。

届け出をしないと、福祉医療費の助成ができなくなる場合があります。

新しい被保険者証と印鑑をお持ちになり、市民課または各支所にて手続きをお願いします。

就学のため転出するとき

子どもが*大学などに入学するため、市外に住所を定め、元の世帯主が子どもの生活費などを援助していることが認められるときは、就学中の被保険者の特例（マル学）を申請することで、引き続き国保に加入することができます。

▼持ち物 在学証明書、印鑑

*学校教育法に規定する学校、専修学校、各種学校のほか、これらの学校などと同程度の教育を行う教育機関も含まれます。

学生でなくなったとき

マル学対象者が卒業などにより学生でなくなった場合、被保険者証の返還手続きが必要です。

▼持ち物 マル学の被保険者証、学生でなくなった日を確認できる書類（卒業証明書や退学証明書など）

国保税の納付

国保へ加入する方

3月中に国保へ加入した方には、3月分の国保税の納付書が4月中に送付されます。4月以降の国保税については、7月に*1年分の納付書が送付されます。

4月以降に国保へ加入される方は、7月に1年分の納付書が送付されます。

*4月から翌年3月までの1年分の国保税を、7月から2月の8回に分けて納付していただく納付書

国保からぬけた方

3月中に国保からぬけた方は、3月分の保険料は新しい健康保険からの請求となります。平成31年度（令和元年度）の国保税は2月中に納付が完了していますので、3月中にぬけたことで納めすぎとなる方に対しては、後で国保税をお返しします。

手続きの翌月末までには、国保税をお返しするお知らせを送付します。

4月に国保からぬけた場合には、令和2年度の国保税は賦課されません。